

基山町中小企業等緊急支援事業補助金 (介護施設等支援事業) に係る申請手引き

令和4年9月15日

【提出方法等】

【申請期間及び提出方法】

1. 申請期間

令和4年9月15日(木曜日)から令和4年12月28日(水曜日)まで

2. 提出方法

持参、郵便により下記提出先まで提出してください。メールでの受付は行っておりません。

<提出先>

〒841-0204 基山町大字宮浦666番地

基山町役場 産業振興課 商工観光係

※持参の場合は、平日の8時30分から17時15分までの受付となります。

※郵送の場合は、令和4年12月28日(水曜日)までの消印が有効です。また、送料は申請者側でご負担をお願いします。

3. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な様式等を入手することができます。

(1) 基山町役場2階の産業振興課商工観光係での配布。

(2) 基山町ホームページからダウンロード

URL : <https://www.town.kiyama.lg.jp/kiji0034230/index.html>

※窓口での配布は、平日の8時30分から17時15分までの対応となります。

【お問合せ先】

ご不明な点は、下記までお問合せください。

・基山町役場 産業振興課 商工観光係

TEL : 0942-92-7945

受付時間 : 平日の8時30分から17時15分まで

事業概要

1. 目的

本補助金は、原油価格・物価高騰等及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の介護施設等に対し、『基山町中小企業等緊急支援事業補助金』を交付し、支援をすることを目的としています。

2. 補助金額

1事業者あたり 10万円

ただし、前年平均の月の全体経費が10万円に満たない場合はその額を補助金の額とします。

補助対象者及び補助対象要件

1. 補助対象者

(1) この補助金の補助対象者は、基山町内に①から⑦までのいずれかの事業所又は施設を有している事業者とします。

①介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス又は同条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所、同条第27項に規定する介護老人福祉施設又は同条第28項に規定する介護老人保健施設

②介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス又は同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所

③介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業所

④老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム

⑤高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所

⑦児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所

(2) 上記(1)に該当する事業者であっても以下の①から④のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

①町民税等の滞納がある者

②自己又は法人の役員等が、次のいずれにも該当する者及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

③本町から類似する他の補助金等の交付を受けている者

2. 補助対象要件

令和4年1月以降の任意の連続する3か月間の全体経費又は仕入金額を施設利用者総数で除したものが前年平均の3か月の全体経費又は仕入金額を施設利用者総数で除したものと比較して10%以上上昇していること。

※ご自身が補助金の対象となるかは、「対象要件確認シート」を参考としてください。

申請手続き等

1. 受付期間

令和4年9月15日（木曜日）から令和4年12月28日（水曜日）まで

※郵送の場合は、令和4年12月28日（水曜日）までの消印が有効です。

2. 申請書類

本補助金の交付を受けようとする方は、「提出書類一覧」に記載の書類を令和4年12月28日（水曜日）まで基山町産業振興課商工観光係に提出してください。

提出書類一覧

	項目	内容・様式等
1	交付申請書	様式第1号
2	令和4年1月以降で全体経費又は仕入金額の比較対象となる3か月間の実績が確認できる書類	令和4年1月以降の任意の連続する3か月間分の仕入台帳、売上台帳、試算表等の写し
3	前年1年間の全体経費又は仕入金額の実績が確認できる書類	【法人】 ・令和3年分の法人税確定申告書（別表一：収受印あり）及び法人事業概況説明書（1～2ページ）の写し
		【個人事業主】 〈青色申告の方〉 ・令和3年分の所得税確定申告書Bの第一表、第二表（収受印あり）及び青色申告決算書一式（1～4ページ） 〈青色申告以外の方〉 ・令和3年分の所得税確定申告書Bの第一表、第二表（収受印あり）、収支内訳書又は仕入台帳、売上台帳、試算表等の写し
4	施設利用者数が分かる書類	・上記2の対象月の施設利用者数 ・令和3年1月から12月までの施設利用者数
5	誓約書	別紙3
6	滞納のない証明書	申請前3か月以内に発行された町税に関する滞納がない証明書
7	納税証明書	申請前3か月以内に発行された国税（法人税及び消費税）、法人所在地の都道府県税等

3. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な様式等を入手することができます。

- (1) 基山町役場2階の産業振興課商工観光係での配布。
- (2) 基山町ホームページからダウンロード。

URL : <https://www.town.kiyama.lg.jp/kiji0034230/index.html>

※窓口での配布は、平日の8時30分から17時15分までの対応となります。

4. 提出方法

持参、郵便により下記提出先まで提出してください。メールでの受付は行っておりません。

<提出先>

〒841-0204 基山町大字宮浦666番地

基山町役場 産業振興課 商工観光係

※持参の場合は、平日の8時30分から17時15分までの受付となります。

※郵送の場合は、送料は申請者側でご負担をお願いします。

事業実施

1. 交付決定

町は、申請書類を受理した後、申請内容を審査し、交付することが適当と認められるときは、交付決定の通知を送付いたします。

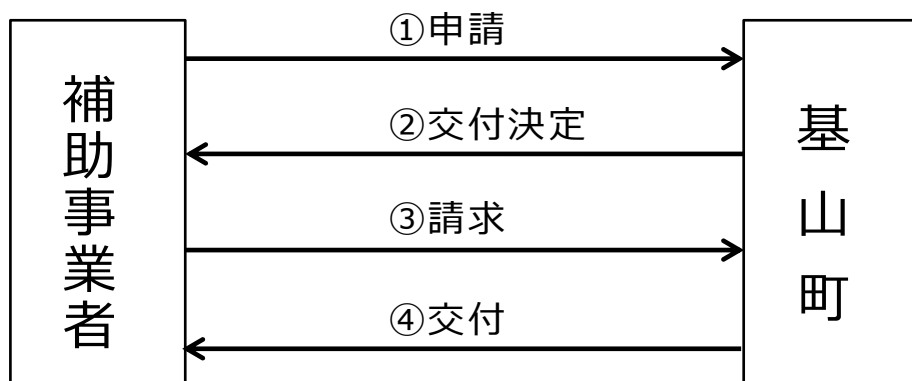
4. 補助金の請求及び交付

補助事業者は、交付決定の通知を受けましたら、請求書を町に提出してください。
町は、請求書を受理した後、補助金を交付いたします。

5. 補助金交付の取消し等

補助事業者が交付要綱に関する違反、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消します。この場合に、すでに補助対象者が補助金の交付を受けているときは、補助対象者に対して補助金の返還を求めます。

6. 事業フロー



お問い合わせ先

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

・基山町役場 産業振興課 商工観光係

TEL : 0942-92-7945

受付時間 : 平日の8時30分から17時15分まで

別添

提出書類チェックシート

対象要件確認シート

【参考様式】仕入台帳（日報詳細）